重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 柿生

TEL: 044-981-0090

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 令和7年9月1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ニチイケアパレス			
代表者名	代表取締役 秋山 幸男			
所 在 地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地			
電話番号/FAX番号	03-5834-5200/03-3253-3142			
ホームページアドレス	https://www.nichii-carepalace.co.jp/			
資本金(基本財産)	8,000万円			
主な出資者(出捐者)と	株式会社ニチイホールディングス 100%			
その金額又は比率 ※1				
設立年月日	昭和39年6月22日			
直近の事業収支決算額 ※2	(収益) 35, 456, 927, 439円 (費用) 32, 879, 537, 471円 (損益) 2, 577, 389, 968円			
会計監査人との契約	無・ 有 (有限責任監査法人トーマツ)			
他の主な事業	・サービス付き高齢者向け住宅・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護			

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を 記入。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名		ニチイホ	ーム 柿生
	類	型	1 介護付(一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態		1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
施設の類型	入居時の要件		1 自立2 要介護3 要支援・要介護4 自立・要支援・要介護
及び表示事項	介 護 保	険	 指定介護保険特定施設 (番号 1475600555、指定年月日 2004年12月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型) 地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区	分	1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり

介護に関わる		職員体制	2.5:1 以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来に わたって、要介護者2.5人に対して職員1人以上の割合 (年度ごとの平均値)で介護に当たります。これは介護 保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置 基準(3:1)以上を上回る手厚い体制です。なお、職員 配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算する方式で 行います。また、常時要介護者2.5人に職員が1人お世 話するものではありません。				
		の利用等	1 提携ホーム利用可 お客様の申し出により、ニチイケアパレスの運営する 他の「ニチイホーム」に転居することができます。転 居の際ホーム間で入居金や月額利用料に差額が生じ る場合には、費用の負担が発生します。 ※管理規程別表IX「提携ホームへの転居について」に 準じます。 2 提携ホーム移行型(–)				
開設年月日		平成16年11	平成16年11月13日				
施設の管理者	氏名	三浦 雅博					
所 在 地		神奈川県川崎市麻生区下麻生2-3-12					
電話番号/	FAX番号	044-981-00	090/044-981-0094				
メールアドレ	/ ス	hstu64ro@r	nichii-carepalace.co.jp				
交通の便う	※ 3	小田急線「	- 柿生」駅南口より徒歩19分(1.5km)				
ホームページ	ジアドレス	https://ww	ww.nichii-carepalace.co.jp/				
敷地概要 ※4		(借地の場で (借地の場で (通常借地)	所有 ・ 借地 合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 合の契約期間) 年 月 日~ 年 月 日 契約における自動更新条項の有無) 無・有 2031.16㎡				
(借家 (借家 (通常 建物) 建物 延床 建築。 改築		(借家の場合 (通常借家 建物の構造 延床面積 建築年月日 改築年月日	所有 ・ 借家 合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 合の契約期間) 2004年11月16日~2034年11月15日 契約における自動更新条項の有無) 無・有 強 鉄筋コンクリート造 地下一階 地上3階建 (耐火・準耐火・その他)				

	日中公米	75-\$	- コロ	75 1 (吐 <u>众</u> 洪 <i>宁</i> ,[公]	
	居室総数	75室	正貝	(5人(一時介護室を除く)	
	(内訳)					
	(1 1 11/1)	居室定員	į	室数	面積	
		個 室		75室	$18.00\text{m}^2 \sim 18.75\text{m}^2$	
		うち2人気	定員	一室	$-$ m ² \sim $-$ m ²	
居室、一時介護室の概要	居室	2人部屋(相	部屋)	一室	$-$ m ² \sim $-$ m ²	
		人部屋 (相	部屋)	一室	- m ² $-$ m ²	
	一時介	個 室		一室	$-$ m ² \sim $-$ m ²	
	護室	2人部屋(相		一室		
		人部屋(相	部屋)	一室	$-$ m ² \sim $-$ m ²	
	活上多目	でなく日常生的に使用 帯別浴槽)	設置階 1~3階 ※配膳室含む (1階 99.00㎡、2~3階 164.50㎡) 設置階 1階 (16.00㎡)			
			1階 (11.20㎡) 設置階 1階 (4.70㎡)※脱衣所含む			
	浴室(個人浴槽)				9. 80 m ²)	
共用施設・設備の概要			2階 (5.62 m²)			
(設置箇所、面積、設備の	便 所		設置箇所 各居室、1~3階に共用			
整備状況等)	洗面設備		設置	箇所 各居	室、1~3階に共用	
	医務室(健康管理室)		設置	階 2階 (
					・介護職員室と兼用	
	談話室/談	設置		$($ $ m^2)$		
	応接室/面談室		設置	rg Irg ((10. 47 m²)	
	理美容室(ヘアーサロ	設置階 1階 (18.00㎡)				
	事務室		設置	階 1階		
	喫 煙 室		設置階 1階 (10.50 m²)			
	洗濯室		設置階 1階 (19.17 m²)			
	汚物処理室		設置階 1~3階			
	看護・介護		設置	階 2階(3		
	(ヘルパース	アーション)	⇒π, ppt i		管理室と兼用 ,	
	機能訓練室		設置階 1~3階 (15k 00 00 2 0 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
	※ 機能訓練だけでなく多 目的に使用		(1階 99.00㎡、2~3階 164.50㎡)			
	健康・生きがい施設		他の共用施設との兼用 無・有 (食堂) 設置階 — (— m ²)			
	エレベータ				・レッチャー搬入 可 1基)	
	スプリンクラー		設置箇所 全居室、廊下、食堂、機能訓練室等			
	居室のある図	区域の廊下幅		すり設置後 1.7m~1.7	での有効幅員 'm)	

	消火器	無•	有	
	自動火災報知設備	無•	有	
消防用設備等	火災通報設備	無•	有	
1月的7/11数加升	スプリンクラー	無•	有	
	防火管理者	無•	有	
	防災計画(水害・土砂災害を含む)	無•	有	(消防計画)
緊急通報装置等緊急連絡 ·安否確認	◎ 緊急通報装置等の種類及び設置である。・各居室及び共用施設(個人浴・置しています。◎ 安否確認の方法・頻度等・職員が夜間も含み居室を適宜巡り	トイレ		にナースコールを設
同一敷地内の併設施設又 は事業所等の概要 ※6	_			
有料老人ホーム事業の提 携ホーム及び提携内容	_			

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算する こと。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※ 7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		前払い方式(一時金方式) 月払い方式 選択方式
入院等による不在 利用料金(月払い い		1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
	条件	【入居契約書(費用等の改定)条項より】 1. ニチイケアパレスは、入居金(前払金)、保証金、月額の費用等に関し、改定することがあるものとします。 2. ニチイケアパレスは、前項の改定に際して、ホーム所在地の
利用料金の改定	手続き方 法	自治体が発表する消費者物価指数、人件費等、関連法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案するものとします。 3. 本条第1項の改定に際して、ホームはお客様及び身元引受人に対して、事前に通知するものとします。

(2) 前払い方式 (一時金方式)

	◎ 入居金(前払金)は、契約締結日の翌日を起算日として7日以				
	内に弊社指定口座へお振込みください。				
	但し、契約開始日が契約締結日の翌日を起算日として7日以内				
	に到来する場合には、契約開始日までに支払いください。				
	◎ 月額利用料について				
典田の古り七汁 ツ 0	① 当月分の請求書は、前月の15日に発行いたします。				
費用の支払方法 ※9	② 当月分を、前月の27日(当該日が銀行休業日の場合は翌営業				
	日)に自動引落しといたします。				
	③ 食事の欠食分の返金は月締めとし、実費負担分との相殺により返金といたします。				
	◎ 月額利用料について含まれない実費負担等(「立替規程」に基				
	づくもの)は、月締めとし、翌々月の引落し時に合算して精算				
	いたします。				
敷 金	無・有(円、家賃相当額のか月分)				

法第29条第6項に規定される前払金

◎ 入居金(前払金)

	一時金方式					
居室タイプ		プラン種別	入居金(前払金)			
		標準プラン (75 歳以上の方)	3,600,000円			
	標準プラン (74歳の方)	4, 320, 000 円				
/17:1		標準プラン (73歳の方)	5,040,000円			
個	室	標準プラン (72歳の方)	5, 760, 000 円			
		標準プラン (71歳の方)	6, 480, 000 円			
		標準プラン (70歳の方)	7, 200, 000 円			

[※]年齢は契約開始日時での年齢

○ 入居金(前払金)の算定の基礎入居金(前払金)=1ヶ月分の前払家賃相当額(円)× 想定居

住期間(月数) + 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に 備えて受領する額

前払金

(介護費用の前払金除く)

◎ 1ヶ月分の前払家賃相当額

1ヶ月の家賃相当額のうち、一部を入居金(前払金)としてお 支払いいただく額となります。

個室 42,000 円 (各年齢共通)

◎ 想定居住期間

想定居住期間は、入居している又は入居することが想定される 入居者の入居後の各年経過時点での退去率をもとに、居住継続 率が概ね 50%となるまでの期間を考慮して、契約開始日時年齢帯 毎に下記のとおり定めています。

- ・75歳以上 60ヶ月 (5年)
- ・74歳 72ヶ月 (6年)
- ・73歳 84ヶ月 (7年)
- ・72歳 96ヶ月 (8年)
- ・71歳 108ヶ月 (9年)
- ・70歳 120ヶ月(10年)
- ◎ 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 入居者の入居時の年齢、性別、入居・退去データにより、入居 金(前払金)の30%と定めています。

	 ○ 入居金(前払金)の償却方法 ① 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(入居金30%の額)は、契約開始日に償却します。 ② 想定居住期間の前払家賃相当額(入居金70%の額)は、契約開始日から想定居住期間満了日まで、1ヶ月分の前払家賃相当額を毎月償却します。なお、契約開始日が月途中の場合は、契約開始日の属する月と想定居住期間満了日の属する月の償却額は、入居契約書に定める方法により算出した額を償却します。
想定居住期間 又は償却期間	前項のとおり
算定の基礎(内訳)	専用居室、共用部分の利用のための家賃相当額で、初期投資額、ご 入居者の年齢、平均入居期間を考慮した金額です。
解約時の返還金(算定方法等)	 ② 想定居住期間の前払家賃相当額(入居金70%の額)は、入居日の翌日から起算して3ヶ月経過後、想定居住期間満了日までに契約が終了した場合には、次のイ又は口により算出した額を返還するものとします。なお、以下において、契約終了日の属する月を「契約終了月」とします。 イ 契約終了日が月の初日の場合返還金= (入居金×70%)ー{(償却開始月の前払家賃相当額)+(1ヶ月分の前払家賃相当額×償却開始月翌月から契約終了月前月までの月数)} ロ 契約終了日が月の初日でない場合返還金=

			により算 返還する (受領済み 起算して ※1 日割 の 個 ※2 契約	内の解約」 出します。 人居金の額 = の入居金全 契約終了日ま 家賃 = 1 ヶ月 数切捨て) 標準	条項に基· 額) - (での日数 分の前払	日割家賃※ な※2) 公家賃相当額 (各年齢共)	1 × 類 額 ÷ 3	金の額は、以下 契約開始日から 3 O (1円未満 1,400円 は、居室明け渡
	返還の対象 らない額 <i>の</i>		**	無・ (1,080,000円~2,160,000円※) ※契約開始日に償却いたします。 ※金額は契約開始時年齢によって異なります。				
	初期償却の		契約開始日					
介	介護費用の前払金		−円 ~ −円					
·	算定の	基 礎(内訳)						
	解約時の過 (算定方法							
	返還の対象 らない額の		無 · 有 (円)					
	初期償却の	開始日						
月	額利用料		215, 900円					
	年齢に応し	ごた金額設定	無・有					
	要介護状態に応じた金 額設定 料 全 居室		無・有					
						内 訳		
	金 ^{店室} プ ラ <u>タイプ</u>	プラン名称	月額利用料	管理費 (非課税)	介護 費用	食 費 (稅込)	光熱 水費	家賃相当額 (非課税)
	ン ※ 個室 1 0	標準プラン (各年齢共通)	215, 900円	55, 000円	0円※	75, 900円	0円	85,000円

		管 理 費	施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、 水道、下水、環境衛生費等
			[生活サポート費] (全プラン共通) 88,000円 (うち消費税8,000円)
		介護費用※	自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するための人件費。
			[食費内訳] ・食 材 費:36,300円(うち消費税等3,300円) ・厨房管理費:39,600円(うち消費税等3,600円)
	算定根拠 ※11	食費	※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 ・朝食 319円 (うち消費税等29円) ・昼食 484円 (うち消費税等44円) ・夕食 407円 (うち消費税等37円) ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。
		光熱水費	(管理費に含む)
		家賃相当額	専用居室、共用部分の利用のための費用です。
		その他	_
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12 おむつ代、理美容、年2回の定期健康診断、医師の往診・外の医療費(医療保険制度で支給される以外のもの)、レクリエンに係わる諸費(材料費、遠足等のバスチャーター代・入園費など)、ドライクリーニング代、電話代、放送受信料、そ人的な支出分、介護保険給付対象外費用。			

介護保険に係る利用料 ※13

(適用を受ける場合は、市 区町村から交付される「介 護保険負担割合証」に記載 された利用者負担の割合 に応じた額)

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
区 分	月 額	利用者負担額(1割の場合)
要介護 1	174, 307 円	17, 431 円
要介護 2	195, 854 円	19,586 円
要介護3	218, 366 円	21,837 円
要介護4	239, 270 円	23, 927 円
要介護 5	261, 460 円	26, 146 円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	(減算	草型・基準型)
退院・退所時連携加算		(無・有)
退居時情報提供加算		(無・有)
入居継続支援加算	(無•有)	(II) (I)
生活機能向上連携加算	(無 •有)	(II) (I)
個別機能訓練加算	(無・有)	(II)
夜間看護体制加算	(無・有)	(II)
若年性認知症入居者受入加算		(無・有)
協力医療機関連携加算		(無・有)
口腔・栄養スクリーニング加算		(無・ <u>有</u>)
科学的介護推進体制加算		(無・有)
高齢者施設等感染対策向上 加算		(無・有)
生産性向上推進体制加算	(無・有)	(II)
ADL 維持等加算	(無·有)	(II)
看取り介護加算	(無・有)	(II)
認知症専門ケア加算	(無•有)	(II) (I)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(II)
介護職員等処遇改善加算	(無・有)	I
月晚城員寺及過以音加弄	(711)	II

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に 応じて決定します。加算分については、施設が基準・要件 を満たしていない場合は適用になりません。

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要支援1	58,852円	5,886 円
要支援 2	100,660円	10,066 円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	(減算	[型・基準型]
生活機能向上連携加算		(無・有)
個別機能訓練加算	(無・有)	(I)
若年性認知症入居者受入加算		(無・有)
協力医療機関連携加算		(無・有)
口腔・栄養スクリーニング加算		(無・有)
科学的介護推進体制加算	(無・有)	
高齢者施設等感染対策向上加算		(無・有)
生産性向上推進体制加算	(無・有)	(I)
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(II) (II)
介護職員等処遇改善加算	(無・有)	II

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて 決定します。加算分については、施設が基準・要件を満たしてい ない場合は適用になりません。

(3) 月払い方式

② 保証金は、契約締結日の翌日を起算日として7日以内に弊社指定口座へお振込みください。 但し、契約開始日が契約締結日の翌日を起算日として7日以内に到来する場合には、契約開始日までに支払いください。 ③ 月額利用料について ① 当月分の請求書は、前月の15日に発行いたします。 ② 当月分を、前月の27日(当該日が銀行休業日の場合は翌営業日)に自動引落しといたします。 ③ 食事の欠食分の返金は月締めとし、実費負担分との相殺により返金といたします。 ⑤ 月額利用料について含まれない実費負担等(「立替規程」に基づくもの)は、月締めとし、翌々月の引落し時に合算して精算いたします。

敷	7金(保証	E金)	無 ・ 有 個室 (500,000円、家賃相当額の2.4か月分) ② 保証金の使途 お客様の月額利用料その他支払いが滞った場合に備えてお預かりします。					
角	昇約時の 係	R証金の返還	 ① 保証金は、入居契約終了時に返還します。 但し、入居契約終了時にお客様のニチイケアパレスに対する債務がある場合には、保証金からその対当額を相殺するものとします。 ② 保証金は、契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。 ③ 「3ヶ月以内の解約」条項に基づく保証金の返還は、上記①と同様の手順となります。 					
月	額利用料	4	335,900円					
	年齢に応	ぶじた金額設定	無·有					
	要介護場金額設定	犬態に応じた E	無・有					
	料 金 プ	居室タイプ	月額利用料	管理費 (非課稅)	介護 費用	内	光熱 水費	家賃相当額 (非課税)
	ラ ン ※ 1 0	個室	335, 900円	55, 000円	0円※	75, 900円	0円	205, 000円
			管 理 費	施設維持管 水道、下水			費、電気	i、ガス、
[生活サポート費](全プラン共通) 88,000円(うち消費税8,000円) 自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにな 介護費用※ 用です。入居後、介護保険の要介護又は要支援 おいて「非該当」(自立)と認定されたお客様 負担いただきます。「介護サービス等の一覧ま づくサービスを提供するための人件費。		は要支援認定に たお客様にもご の一覧表」に基						

	食	 〔食費内訳〕 ・食 材 費:36,300円(うち消費税等3,300円) ・厨房管理費:39,600円(うち消費税等3,600円) ※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 ・朝食 319円(うち消費税等29円) ・昼食 484円(うち消費税等44円) ・夕食 407円(うち消費税等37円) ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。
	光熱水費	(管理費に含む)
	家賃相当額	専用居室、共用部分の利用のための費用です。
	その他	_
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	の医療費(医 ンに係わる諸 費など)、ド	皇美容、年2回の定期健康診断、医師の往診・外来受診療保険制度で支給される以外のもの)、レクリエーショ音費(材料費、遠足等のバスチャーター代・入園費・食ぎライクリーニング代、電話代、放送受信料、その他個か、介護保険給付対象外費用。

介護保険に係る利用料 ※13

(適用を受ける場合は、市 区町村から交付される「介 護保険負担割合証」に記載 された利用者負担の割合 に応じた額)

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

		(= 17) 4 = - 11 12 3 /
区 分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要介護 1	174, 307 円	17, 431 円
要介護 2	195,854円	19,586 円
要介護3	218, 366 円	21,837 円
要介護4	239, 270 円	23, 927 円
要介護 5	261, 460 円	26, 146 円

各種加算の状況

各種加算の状況		
身体拘束廃止取組の有無	(減算	草型・基準型)
退院・退所時連携加算		(無・有)
 入居継続支援加算	(無・有)	(I)
八石市的人人及加升	(<u>w</u> .H)	(II)
生活機能向上連携加算	(無・有)	(I)
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(II)
個別機能訓練加算	(無・有)	(I)
		(I)
夜間看護体制加算	(無・有)	(I)
艺坛研究和诗 1 民老巫 3 加答		
若年性認知症入居者受入加算		(無・有)
協力医療機関連携加算		(無・ <u>有</u>)
口腔・栄養スクリーニング加算		(無・ <u>有</u>)
科学的介護推進体制加算		(無・有)
高齢者施設等感染対策向上加算		(無・有)
生産性向上推進体制加算	(無・有)	(1)
	V/// [14]/	(II)
 ADL 維持等加算	(無・有)	(I)
1100 ME 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(II)
 看取り介護加算	(無・有)	(I)
THE POPULATION OF THE POPULATI	()/// [11]	(II)
 認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)
hryum 41 1 2 2 Mush	(m 11)	(II)
		(I)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(II)
		(<u>III</u>)
介護職員等処遇改善加算	(無・有)	I
	(2)11	П

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定します。加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合は適用になりません。

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要支援1	58,852円	5, 886 円
要支援 2	100,660円	10,066 円

各種加算の状況

ロ /(主/クロラチドペ/ イ// t/) L		
身体拘束廃止取組の有無	(減算	草型・基準型)
生活機能向上連携加算		(無・有)
個別機能訓練加算	(無・有)	(II)
若年性認知症入居者受入加算		(無・有)
協力医療機関連携加算		(無・有)
口腔・栄養スクリーニング加算		(無・有)
科学的介護推進体制加算		(無・有)
高齢者施設等感染対策向上加 算		(無・有)
生産性向上推進体制加算	(無・有)	(II)
認知症専門ケア加算	(無·有)	(II) (I)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(II)
介護職員等処遇改善加算	(無・有)	I

(備考)

実際の利用料は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて 決定します。加算分については、施設が基準・要件を満たしてい ない場合は適用になりません。

(4) 共通事項

	【入居契約書(費用等の改定)条項より】
	1. ニチイケアパレスは、入居金(前払金)、保証金、月額の費用等
	に関し、改定することがあるものとします。
改定ルール (勘案する要素	2. ニチイケアパレスは、前項の改定に際して、ホーム所在地の自治
及び改定手続等)	体が発表する消費者物価指数、人件費等、関連法令等の改正及び
	運営懇談会の意見を勘案するものとします。
	3. 本条第1項の改定に際して、ホームはお客様及び身元引受人に対
	して、事前に通知するものとします。
入居金(前払金)の返還金	保全措置の内容(みずほ信託銀行株式会社)
の保全措置	無・ 有 無の場合の理由(一)
サービスの提供に伴う事	無・有 有の場合の保険名
故等が発生した場合の損	(総合賠償責任保険
害賠償保険等への加入	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

	非課税:入居金(前払金)、保証金、家賃、管理費、介護保険に係
消費税の対象外とする	る利用料
利用料等	※課税対象の金額は、税率10%(税法により変更あり)
	※表示金額は、総額表示となっております。
短期利用の設定	無 ・ 有 有の場合は
(短期利用特定施設入居者生	無・ <u> </u>
活介護の届出がある)	一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川

- ※7 総額表示のこと。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、協力医療機関連携加算、看取り介護加算及び 介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	私たちは、お客様の笑顔と幸せの実現をめざします。 (1)お客様の安全を第一に考えます。 (2)お客様本位のサービスを提供します。 (3)お客様の個性を尊重し、自立した生活を支援します。 (4)マナーの向上に努めます。 (5)清潔・美化に努めます。
サービスの提供内容に関する特色	私たちニチイホームは、お客様の自由で楽しい暮らしを叶えるために、施設介護 30 年以上の実績と経験に基づいた、「安心・安全」のサービスを具現化してきました。働くスタッフや施設が「安心・安全」を心がけることが、すべての基本です。ニチイホームでは、介護の質にこだわり、経験・技能・知識の全てを修得した「プラチナ介護職」になることを、全スタッフの共通目標として推進することで、日々進化していくサービスを提供しています。そして、ご家族と離れて毎日暮らす場所だからこそ、しっかりと見ていただきたい大災害への備え。東日本大震災を教訓に策定した、ニチイホーム独自の災害対策で、お客様の暮らしをお守りいたします。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし

安否確認又は状況把握サービス	1	自ら実施	2	委託	3なし
生活相談サービス	1	自ら実施	2	委託	3なし

(2) 介護サービスの内容

(2) 介護サービスの内容							
月額利用料(介護費用、光熱	管理費	施設の維持管理・修繕等					
水費、家賃相当額を除く)に	食 費 食事(1日3食)の提供・おやつ						
含まれるサービスの内容 ・頻度等	———— その他	_					
(介護予防)特定施設入居							
者生活介護による保険給							
付及び介護費用によりホ	別添「介詞	護サービス等の一覧表」による					
ームが提供する介護サー							
ビスの内容・頻度等							
月額利用料に含まれない							
実費負担の必要なサービ	別添「介詞	護サービス等の一覧表」及び「管理規程」による					
スとその利用料							
一部又は全部の業務を委	調理委託	14 A 4 - 44 - 10 1					
託する場合は委託先及び		/ダックスフードサービス株式会社 :事(1日3食)・おやつの調理					
委託内容 ※14	▼ ホーム内(100					
		・ ホーム長(施設長・管理者) 三浦 雅博					
	ご利用時間						
	(但し、事情により即時に対応できない場合があります)						
	ご利用方法 電話 044-981-0090						
	面談 電話予約が必要となります。						
	■ 本社の窓口						
	窓口担当者						
	ご利用時間	月曜日から金曜日の平日 午前9時~午後5時					
	シイリロエ・バ	(但し、事情により即時に対応できない場合があります)					
	ご利用方法	: 電話 0120-82-6501 ホーム内に[意見箱]を設置しています。					
苦情解決の体制(相談窓口	•	・ご要望等がありましたら、所定用紙にご記入の上随時					
、責任者、連絡先、第三者機		ください。					
関の連絡先等) ※15	*	、バー・。 及び本社での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行					
		の窓口に相談することができます。					
	◆ 神奈	川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課					
	電記	6 045-329-3447					
	♦ 川崎	市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課					
	電話 044-200-2454						
		5川県保健福祉局 地域保健福祉部 福祉監査指導課 (************************************					
		第1グループ					
		i 045-210-1111 (代表) i川県保健福祉局 福祉・次世代育成部 介護保険課					
		が					
		· 045-210-1111 (代表)					
	. 345						

事故発生時の対応(医療機 関等との連携、家族等への 連絡方法・説明等)	「リスクマネジメントマニュアル」に基づき次の必要な措置を講じます。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。 ・応急措置 ・協力医療機関への連絡、または119番通報 ・医療機関への搬入 ・ホームから家族への連絡							
事故発生の防止のための 指針	無	· 有						
損害賠償(対応方針及び損 害保険契約の概要等)	ニチイケアパレスは、ニチイケアパレスの責めに帰すべき事由によりお客様の生命、身体、財産又は名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。							
公益社団法人全国有料老 人ホーム協会及び同協会	協会	会への加入 [無・有					
の入居者基金制度への加 入状況	入居	者基金への加入	無・有					
利用者アンケート調査、意利用者の意見等を把握する	有 ————————————————————————————————————							
の状況	無							
第三者による評価の実施状			実施日					
	有 評価機関名称							
			結果の開示	1 有 2 無				
		無						

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に 介護を行う場所		入居している居室で介護します。
	居室から一時介護室	
を居	へ移る場合(判断基	
住後	準・手続、追加費用の	一時介護室はありません。
みに	要否、居室利用権の	
替居	取扱い等)	

	1. ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に
	支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合には
	、お客様の居室を変更することがあるものとします。なお、
	利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更と
	なります。この場合、追加費用は発生しないものとします。
	また個室の一般居室(兼介護居室)のお客様は個室の一般居
	室(兼介護居室)への変更となります。転室に伴い、構造若
,	しくは仕様の変更、又は当初の居室と比較し面積が増減する
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ことがありますが、入居金の償却に関する変更は無く、入居
合 (同上)	金の返金等の調整及び費用の調整は行わないものとします。
	2. ホームは、前項の居室変更の判断に際しては、次に掲げる手
	続きをとるものとします。
	① 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける
	ものとします。
	② ホームの指定する医師の意見を聴くものとします。
	③ お客様及びその身元引受人等の同意を得るものとします。
提携ホームへ住み替	
える場合(同上)	

6 医療

	■ 名 称	医療法人社団 あおい会 杉本クリニック				
	診療科目	内科・皮膚科・胃腸科・外科・アレルギー科				
	所 在 地	神奈川県横浜市都筑区中川中央1-30-1 プレミアヨコハマ5F				
	距離及び所要時間	ホームまでの距離 約10.2km 約27分(自動車)				
		入居者の病状の急変時 において相談対応を行 あり				
	 協力内容	う体制を常時確保				
		診療の求めがあった場				
		合において診療を行うあり				
協力医療機関(又は嘱託医)		体制を常時確保				
の概要及び協力内容	■ 名 称	医療法人社団ユニメディコ				
	- 本のロ	リスホームケアクリニック				
	診療科目	内科				
	所 在 地	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1				
		ヴェルシャンブル204				
	距離及び所要時間	ホームまでの距離 約2.62km 約12分(自動				
	PD[3600 0 //100 1113	車)				
		入居者の病状の急変時				
		において相談対応を行 あり				
	 協力内容	う体制を常時確保				
	m / J / 1 / 1 / 1	診療の求めがあった場				
		合において診療を行う あり				
		体制を常時確保				

	■ 名 称	医療法人社団 あおい会 杉本クリニック					
	所 在 地	神奈川県横浜市都筑区中川中央1-30-1					
新興感染症発生時に連携		プレミアヨコハマ5F					
する医療機関	■ 名 称	医療法人社団ユニメディコ					
		リスホームケアクリニック					
	所 在 地	神奈川県横浜市都筑区中川中央1-30-1					
		プレミアヨコハマ5F					
	■ 名 称	医療法人社団 マイスター					
		アペックスメディカルデンタルクリニック					
	診療科目	歯科					
協力歯科医療機関(又は嘱	所 在 地	東京都世田谷区玉川3-6-1					
託医) の概要及び協力内容		第6明友ビル 1F					
	距離及び所要時間	ホームまでの距離 約11.3km 約30分(自動					
		車)					
	協力内容	訪問歯科診療					
	・お客様が病気又は	負傷等により検査や治療が必要となった場					
	合、又はその他必要を認めた場合は、お客様の主治医又は協力						
	医療機関等におい	て必要な治療等が受けられるよう支援いたし					
	ます。						
入居者が医療を要する場	・救急時は、的確かつ迅速に対応し、状況により協力医療機関等						
合の対応	での救急対応がうけられるよう計らいます。						
(入居者の意思確認、医師の判	・入院については、協力医療機関等の医師の意見を聴いて行うも						
断、医療機関の選定、費用負	のとします。またその際、お客様の意見を確認するとともに、 						
担、長期に入院する場合の対		をきくものとします。					
応等)	・入院期間中も月額利用料のうち管理費及び家賃相当額、厨房管						
	理費はお支払い頂きます。						
	注1)協力医療機関への入退院、通院にかかる費用はサービスに						
	含まれます。						
		系る費用はお客様の負担になります。					
	注3)入院期間中も居室利用権は存続し、ホームの都合で居室を使用・変更することはありません。						
		9 ることはめりません。					

7 入居状況等

(令和6年7月1日現在)

一人的机机中		(1)和0年1月1日96年)
入居者数及び定員	75 人(定員 75 人)	
	男 性 22人、女 性 53人	
	自 立 0人	
	(内訳)	90 人 要介護 1 20 人
3 D # 6 10 VD		要介護 2 13 人
入居者の状況	要介護 62人	要介護 3 14 人
		要介護 4 11 人
		要介護 5 4人
	要支援 13 人 (内訳)) 要支援 1 10 人
	要支援 13 人	要支援2 3人

平 均 年 齢	男女合計平均:88.42歳 (男性 84.3歳、女性 89.5歳)
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、 主な議題等)	開催回数 年2回 (直近の開催) 1)開催年月日 令和6年3月9日 2)施設側出席者数 <u>3名</u> 3)入居者側出席者数 <u>6名</u> 主な議題 I.入居者状況及び職員体制 II.サービス提供状況 III.収支状況 IV.事故発生状況 V.顧客満足度調査結果 VI.介護報酬改定について VII.看取り介護について(講習会)

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1)職種別の職員数等

(令和6年7月1日現在)

			常勤換算	後の	夜間勤務職員数	
		職員数			(17時00分~	備考
		戚 貝 剱	人数	うち自立対応	翌10時00分)	(資格・委託等)
					(最小人数)	
	管 理 者	1人()				
	生活相談員	1人()	1.0人			
	直接処遇職員	28人(2人)	27. 3人			
	介護職員	24人(2人)	23. 3人		2人	
	看護職員	4人()	4.0人			
従	機能訓練指導員	1人()				
業	理学療法士	1人()				
者の	作業療法士	人()				
内	その他	人()				
訳	計画作成担当者	1人()				(介護支援専門員)
	医 師	人()				(協力医)
	栄 養 士	人()				(外部委託)
	調理員	人()				(外部委託)
	事務職員	1人()				
	その他職員	3人(3人)				
	合 計	36人(5人)		_	2人	_

- 注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
 - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
 - 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
 - 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2) 職員の状況

(2) 職員の状況											
		他の職務との兼務						1 あり 2 なし			
/ */* +π →γ.				1 あ	りり						
` ≣	管理者	兼務に 資料		資格等の名称			ŕ	下護福祉	士		
				2 な	: L		•				
		看護	職員	介護	職員	生活相談員		機能 指導	訓練	計画作成 担当者	
		常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤
	前年度1年間の 採用者数 5		5	1							
	度1年間の 職者数			2							
数業	1年未満	1		3							
数に応じた職員の人数業務に従事した経験年	1 年以上 3 年未満			6						1	
を職りたい	3 年以上 5 年未満			2	2						
貝の人験	5 年以上 10 年未満			2							
数年	10 年以上	3		9		1		1			
	従業者の健康診断の実施状況					, b	2 7	なし			

○ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18				
要支援者の人数	7. 9	10. 5	13.8				
要介護者の人数	37. 3	54. 3	60.8				
指定基準上の直接処遇職員の 人数 ※16	13. 2	19. 1	21.6				
配置している直接処遇職員の 人数 ※17	19.8	26. 5	27.3				
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	2.0:1	2.3:1					
常勤換算方法の考え方	・28日の月=160時 ・29日の月=160時	常勤職員の次の月勤務時間で除して算出 ・28日の月=160時間/月 ・29日の月=160時間/月 ・30日の月=168時間/月					
従業者の勤務体制の概要	早番 日勤 遅番 1 夜勤 1	$7:00$ \sim 16:0 $8:00$ \sim 17:0 $9:00$ \sim 18:0 $0:00$ \sim 19:0 $7:00$ \sim 10:0	0 (B勤) 0 (C勤) 0 (D勤) 0 (F勤)				

- ※16 常勤換算後の人数。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人(人)	介護職員実務者研修修了者	人(人)
介護福祉士	12人 (人)	介護職員初任者研修修了者	12人(人)
介護支援専門員	人(人)	資格なし	人(人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して 記入する。他の資格を持っている職員を()) に外数で記入する。

注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

【入居契約書「利用基準」条項より】 ① 原則65歳以上の方 ② 自立及び介護保険要介護又は要支援認定が要介護・要支援の方 ③ 複数入居者による共同生活を営むことに概ね支障がない方 入居者の条件 ④ 著しい自傷他害の恐れがない方 (年齢、心身の状況(自立 ⑤ 当ホーム内で恒常的に医師の治療を受けることを必要としない方 ・要支援・要介護)等) ⑥ 入居契約に定めることを承諾し、ニチイケアパレスの運営方針に 賛同できる方 ⑦ 反社会的勢力に該当しない方 【入居契約書「身元引受人」条項より】 1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定め るものとします。 2. 前項の身元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により生 ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につき、 極度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内において 連帯して保証するとともに、管理規程に定めるところに従い、ホー ムと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものとしま す。 3. 身元引受人は、原則としてお客様の配偶者がなることはできないも のとします。ただし、身元引受人を複数人定める場合は、そのうち の一人をお客様の配偶者とすることができるものとします。 4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元引受人への 身元引受人等の条件 及び義務等 連絡及び協議等に努めるものとします。 5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等 を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。 6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留金品並び にその他残置物の引き受けを行うものとします。 7. ニチイケアパレスは、本条において身元引受人が一人では履行しか ねると判断した場合には、複数人の身元引受人を定めることを要求 することができるものとします。 8. お客様が複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様はそのうち の一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケアパレスは、 本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表身元引受人に対し て履行すれば足りるものとします。 生活保護受給者の 否・可 受入れ対応

【入居契約書「契約の終了」条項より】

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は、終了するものと します。

- ① お客様が亡くなられた場合 (死亡日を本契約終了日とします)
- ② お客様が入居契約書「お客様による中途解約」条項に基づき本契 約を中途解約した場合
- ③ お客様が入居契約書「3ヶ月以内の解約」条項に基づき本契約を 解約した場合
- ④ お客様が入居契約書「お客様による契約解除」条項に基づき本契 約を解除した場合
- ⑤ ニチイケアパレスが入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解 除」条項に基づき本契約を解除した場合

【入居契約書「お客様による中途解約」条項より】

お客様は、お客様が希望する解約日の30日以上前に、ニチイケアパレスが指定する書面により本契約の解約の意思表示をした場合には、本契約を解約することができるものとします。但し、お客様の希望する解約日が、解約の意思表示の日から30日に満たない場合は、当該所定の書面に記載された届出日の翌日から起算して30日目を本契約の終了日とします。

【入居契約書「お客様による契約解除」条項より】

- 1. お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められた場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- ① ニチイケアパレスが、お客様、そのご家族又は身元引受人に対し、 不法行為を行った場合
- ② ニチイケアパレスが、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
- ③ ニチイケアパレスが、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- ④ ニチイケアパレスが、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の 申立又は会社更生手続開始の申立をし又は申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 2. お客様は、ニチイケアパレス又はその役員が次の各号のいずれかに 該当した場合、催告することなく、本契約を解除することができる ものとします。
- ① 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する 事実が判明した場合
- ② 本契約締結後にニチイケアパレス自ら又は役員が反社会的勢力 に該当する者となった場合

施設又は入居者が入 居契約を解除する場 合の事由及び手続等 ※19

(つづき)

施設又は入居者が入 居契約を解除する場 合の事由及び手続等 ※19

【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】

- 1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約を解除することができるものとします。なお、原則としてニチイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。
- ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告 にもかかわらず、これが支払われない場合
- ② お客様が正当な理由なく本契約「入居金」又は「保証金」条項に 定める期日までに入居金又は保証金を支払わなかった場合
- ③ 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事 実を告知しない等の不正手段により、ニチイケアパレスとの信頼 関係に支障をきたした場合
- ④ お客様が入居中にホームで対応困難な看護行為が必要になり、かつニチイケアパレスが関係法令に基づくホームでの人員体制では対応が困難であると判断した場合
- ⑤ 病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、6ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合
- ⑥ お客様が、ホームへ所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期にわたってホームを離れることが明らかな場合
- ⑦ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、法令又は本契約の条項 に違反しニチイケアパレスが改善の見込みがないと判断した場合
- ⑧ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、ニチイケアパレス、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつニチイケアパレスがこれを防止できないと判断した場合
- ⑨ 地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって継続的なホーム運営が困難になった場合
- ⑩ 前各号の他、お客様又は身元引受人とニチイケアパレスとの信頼 関係に支障をきたし、その回復が困難であり、ニチイケアパレス が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合
- ① 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する 事実が判明した場合又は本契約締結後にお客様、身元引受人、返 還金受取人が反社会的勢力に該当する者となった場合
- 2. ニチイケアパレスは、前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとします。
- ① 前項第①号、第②号、第⑦号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要するものとします。
- ② 前項第③号乃至第⑥号及び第⑧号乃至第⑪号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。
- ③ お客様の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、 お客様、そのご家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先 の確保について協力するものとします。
- ④ 前項第④号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、医師の意見を聴くものとします。

		1			
		自宅等	1人		
		社会福祉施設	2人		
46	退去先別の人数	医療機関	6人		
退年年		死亡者	14人		
退去者の状況前年度における		その他	人		
のよ		大きいの中では	人		
小沢ける	生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)		
9			9人		
		入居者側の申し出	特養へ転居、他のニチイホームへ転居		
		1泊2日 11,000	円(うち消費税等 1,000 円)		
		※ 7泊8日まで	のご契約となります。		
体験入居の期間及び費用		※ 家賃・管理費	・食費・介護費が含まれます。		
負担等		※ 介護保険の適	i用外サービスとなります。		
		※ ご利用者個人のおむつ代、医療費、嗜好品購入費などは含ま			
		れておりません。			
	口却处《夕石》	\ ~ m \ ~ = 1	アベイな マ生物則 コロ 叶人の実習叶地族		

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、入居一時金の返還時期等 を正確に記入。

10 情報開示

入居希 望者等 へ開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公 開(閲覧・写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公 開(閲覧・写し交付)	2 非公開

※20 指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくと も閲覧であることに留意すること。

11.その他

	高齢者虐待防止対策検討委員会の定 期的な開催	1あり	2 なし
高齢者虐待防 止のための取	指針の整備	1あり	2 なし
組状況	研修の定期的な実施	1あり	2 なし
	担当者の配置	1あり	2 なし
	身体拘束適正化委員会の開催	1あり	2 なし
	指針の整備	1あり	2 なし
身体拘束等廃	研修の実施	1あり	2 なし
止のための取		1あり	2 なし
組の状況	緊急やむ得ない場合に行う身体拘束 その他の入居者の行動に制限する行 為(身体拘束等)	身体的拘束等を行うす間、入居者の状況並びい場合の理由の記録	
		1.5	り 2 なし
	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
業務継続計画	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
の策定状況等	従業者に対する周知の実施	1あり	2 なし
	定期的な研修の実施	1あり	2 なし
		•	
	定期的な訓練の実施	1あり	2 なし

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

令和	年	月	日	説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

令和	年	月	日	署	名	

介護サービス等の一覧表

	自 並		要支持	要支援1・2		要介護1~5	
介護を行う場所	一般居室(氵	東介護居室)	一般居室(氵	東介護居室)	一般居室(兼介護居室)		
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サー(介護 費) にに サービ ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費 (介に き か サービス	その都度 徴収する サービス	備考
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00~ 18:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
夜間 18:00~翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○おむつ交換	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	
〇おむつ代	_	実費	_	実費	_	実費	
○入浴							
• 一般浴介助、特浴介助	_	—	週2回	—	週2回	—	
• 清拭	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	
○身辺介助							
• 体位交換	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	注1
・協力医療機関等 以外	—	別途費用 負担		別途費用 負担	—	別途費用 負担	注2 注3
○緊急時対応							
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	_	
• 受診	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>							
○清掃	週2回	—	週2回	—	週2回	—	
○シーツ交換	週1回	—	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	—	週2回		
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○理美容	_	実費	_	実費	_	実費	
○買物代行	週1回	—	週1回	—	週1回	—	注4
○介護保険関連の 手続き援助	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	

	自	<u> </u>	要支持	爰1・2	要介記	€1∼5	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サー サー ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サービ ス	その都度 徴収する サービス	備考
<健康管理サービス>							
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○定期健康診断 (基本検診項目)	_	年2回 実費	_	年2回 実費	_	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	_	実費	_	実費	_	実費	
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○医師の訪問診療	_	月 2 回 実費	_	月2回 実費	_	月2回 実費	
○医師の往診		実費	_	実費	_	実費	
• 救急時対応	_	実費	_	実費	_	実費	注5
○外来受診	_	実費	_	実費	_	実費	
< 入退院時、 入院中のサービス > ○ 入退院時の移動の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応		注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○医療費	_	実費	_	実費	_	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応		注6
<その他サービス>							
○レクリエーション	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	
○福祉用具		_	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	注7

- ※ 自立の方を除き、実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書(ケア プラン)に基づき提供いたします。
- ※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。 実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円(うち消費税等150円)あるいはその両方の 費用がかかります。
- 注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助 は、 「介護保険サービス費(介護費)に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。
- 注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円 (うち消費税等150円) とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。 ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。
- 注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス (病院、買い物、駅等への送迎) は行って おりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。
- 注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。
- 注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができる ように対応いたします。
- 注6) 衣類(洗濯物)交換、おむつ等備品お届けなど
- 注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備 させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。

短期利用のサービス等の概要

1 サービスの利用期間と内容

利用可能期間	最短3日 ~ 最長30日 ※空室のみ利用可
サービス の内容	添付書類「介護サービス等の一覧表」のとおり

2 利用料

	2 4.111144								
		お支払いは、サ	支払いは、サービスご利用の翌月月末までに、ニチイケアパレス						
費	州の支払方法	の指定する口座(請求書に記載)へお振込みいただきます。なお、							
		お振込み手数料はお客様のご負担となります。							
1	日あたりの利用料	5,530円(介	護保険	利用料除	<)				
	年齢に応じた金額設定	無・有							
	要介護状態に応じた金額設定	無・有							
					内	訳			
	料金プラン	利用料/日	管理	介護	食費	光熱	家賃	その他	
			費	費用	八貝	水費	相当額	CONE	
		5,530円	_	_	2,530円	_	3,000円	_	
		管理費	_						
		介護費用	_						
			・厨房	管理費	1,320円	(うち消費	骨税等120Ⅰ	円)	
			・食材費 朝食 319円 (うち消費税等29円)						
			昼食 484円 (うち消費税等44円)						
		食費	夕食 407円 (うち消費税等37円)						
	算定根拠	及貝	※厨房管理費は食事部門の人件費・管理費、設備・備						
	并是低限		品代に充当する為欠食があっても返金されません。						
			※当ホームでは食事サービス費については全て軽減						
			税率の対象外となります。						
		光熱水費	_						
		家賃相当額	3,000円 (非課税)						
			専用居室と共用部分の利用のための費用						
		その他	_						
		おむつ代、理美	美容、年	2回の定	期健康診	断、医師	の往診・	外来受診	
,	日あたりの利用料に含	の医療費(医療	保険制	度で支給さ	される以外	外のもの)	、レクリ	エーショ	
	これない実費負担等 ※	ンに係わる諸弘	費用(材	料費、遠	足等のバ	スチャー	ター代・	入園費・	
す	、4₺/より大負貝担守 X	食費など)、	ドライク	リーニン	グ代、電	話代、放	送受信料	、その他	
		個人的な支出を	分						

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市 区町村から交付される「介 護保険負担割合証」に記載

された利用者負担の割合

○特定施設入居者生活介護

	日 額	利用者負担額 (1割の場合)
要介護 1	5,810円	581 円
要介護 2	6,528円	653 円
要介護3	7, 278 円	728 円
要介護4	7, 975 円	798 円
要介護 5	8,715 円	872 円

○各種加算の状況

(無・有)	Ι		
(無。左)	I		
(無 [月])	П		
(無)・有)			
(無・有)			
(無・有)	(II)		
	(III)		
(無・有)	Π		
	(無・ 有) (無・ 有)		

3 その他

に応じた額)

短期利用入居契約書第39条(お客様による中途解約)より

1. お客様は、ニチイケアパレスに対していつでも本契約を解約 することができます。但し、解約にあたっては、お客様はニチ イケアパレスに対し、次に掲げる期限までにニチイケアパレス 所定の書面にて解約の申し入れをするものとし、契約期間中の 中途解約の場合は、解約日までに居室の明渡しを行うものとし ます。

利用(契約) に際しての 留意点、特記事項等

- ① 契約期間の始期日前においては、当該始期日の前日午後4 時まで
- ② 契約期間中においては、解約する日の午後4時まで
- 2. 前項の解約後においても次の各号に該当する場合は、本契約 「居住費、食費等」の条項に基づき、お客様はニチイケアパレ スに対し、その実費費用を支払うものとします。
 - ① 居室の明渡しがなされなかった場合
 - ② お客様が食事をとられた場合
 - ③ その他おむつ代等の費用が発生した場合

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

No.			及び構造設 適合・不適合	備」の <u>主な</u> 項目について、適合の有無を確認するものです。) <u>適合</u> となっている項目についてチェック	備考(代替措置·改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	☑ 個室である。 ☑ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ある。 ☑ 界壁で区分されている。	
2	食堂	有	適合	② 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している。	
3	浴室		適合	□ 居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規模 及び数を設けている。 □ 末すりを設置している。 □ スロープを設置している。 □ 浴槽用リフトを設置している。 (要介護者等が使用する浴室) □ 身体の不自由な者が使用するのに適している。	
4	便所		適合	居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規模 及び数を設けている。 常夜灯が設置されている。 手すりが設置されている。 タ介護者等の使用に適している。	共用使用の便所が男女別に整備されていない
5	洗面設備		適合	☑ 居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規模及び数を設けている。 ☑ 洗面台が車椅子使用者に配慮した高さとなっている。	
6	医務室 (健康管理室)	有	適合	図 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する 診療所の構造設備の基準に適合している。	
7	面談室	有	適合	☑ プライバシーの保護に配慮されている。	
8	汚物処理室	有			
9	看護·介護職員室	有			
10	エレベーター	有	適合	図 適切な介護サービス等が提供できるよう入居定員等に応じた台数を設置している。 ☑ 少なくとも1基はストレッチャーを収納できる操作盤は車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適している。	
11	緊急通報装置	有	適合	(設置箇所) ☑ 居室 ☑ 一時介護室 ☑ 浴室 ☑ 脱衣室 ☑ 便所	
12	廊下		適合	☑ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ある。 ☑ 両側に手すりを連続して設けるなど、要介護者等が使用するのに 適している。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、 かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている 場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
13	居室等の出入口		適合	☑ 引き戸やドアハンドル等により円滑に利用できる構造である。	
14	スプリンクラー設 備等		適合	☑ 消防法等に従い、所轄の消防署等消防機関の指導を受けて適 切に整備している。	
15	機能訓練室	有			
16	談話室	有			
17	洗濯室	有			
18	健康・生きがい施設 (スポーツ・レクリ エーション等のため の施設、図書室そ の他の施設)	無			
19	事務室、宿直室、 その他の運営上 必要な設備	有			
20	その他	有	適合	☑ 洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、保管する設備を備えている。☑ 医薬品等を保管する鍵付きロッカーなど必要な備品を備えている。	

以下は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の「努めること」と記載されている項目について、整備の有無を確認するものです。

<i>y</i>	「は、1日等1日町107」を	1/10/17/21/天/又	し"冊坦以開]	v/ <u>' </u>	9 0
No.	指針項目	設備の有無	整備の有無	整備されている項目についてチェック	備考(事業所の考え・代替措置等)
1	居室 (一時介護室)		整備	(居室内に便所、洗面設備、収納設備等を備える場合) 車椅子等の使用等に支障がないように十分な居室面積を確保し ている。	
2	食堂	有	整備	使用者数を勘案し、衛生面を配慮した手指を洗浄する設備を設けている。	
3	洗面設備		整備	☑ 手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適している。	
4	汚物処理室	有	整備	☑ 居室のある階ごとに設置している。	
5	看護·介護職員室	有	未整備	□ 居室のある階ごとに設置している。 □ 入居者が日常的に利用する談話室等の共用設備に面して設置している。 カウンターにより区分するなど、談話室及び廊下等を見通すことができる形状となっている。	・健康管理室と兼用 ・職員が適時巡回します。
6	廊下		整備	曲がり角は、すみ切り等の処理を行うなど、車椅子使用者の通行 に支障のない構造となっている。	
7	床		整備	☑ すべりにくく衝撃を吸収しやすい材質を使用している。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)

例(夜間対応職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。